令和３年度　●●●●●ケアプランセンンター　感染症に係る業務継続計画

１　平時からの備え

1. **体制構築・整備**

・全体の意思決定者：

・担当者（次項（２）（３）をチェック・管理する）：

1. **感染症防止に向けた取組の実施**

・リモートワークの徹底

・オンラインケアマネジメントの実施

・事業所内に飛沫防止のアクリル対面パネルや仕切り板を設置

・マスク着用

・訪問の際は、利用者・家族に見えるよう手指消毒する

・訪問先が不衛生・劣悪な住環境や感染リスクが高い場合は、シューズカバーやスリッパ着用、プラスチックグローブ着用、フェイスシールド着用する

・感染症に関する最新情報（感染状況、政府や自治体の動向等）の収集

・手指消毒・換気等の基本的な感染対策の実施

・職員・利用者の体調管理

・事業所内出入り者の記録管理

・連絡先リストの作成・更新

1. **備蓄品の確保等**

・防護具、消毒剤等の在庫量の確認

２　初動対応

（１）**第一報**

・感染疑い者が発生した場合は、速やかに管理者に報告する

・主治医や地域で身近な医療機関

●●市新型コロナウイルス感染症・ワクチン接種コールセンター000-111-2222

（24時間土日祝も可）

救急医療情報センター000-222-3333（24時間）

へ電話連絡、指示を受ける

・電話相談時は、訪問サービス利用者である旨や症状・経過など可能な限り詳細な情報を伝える

・状況について事業所内で共有する。その際、他の利用者や職員に体調不良者がいないか確認する

・状況について●●市感染症対策課000-000-1111へ報告する

・状況について利用者の家族へ報告する

（２）**感染疑い者への対応**

・サービス事業所と連携し、サービスの必要性を検討し、感染防止策を徹底した上でサービス提供を継続する

・可能な限り担当職員を分けての対応や、最後の訪問対応を行う

・第一報で連絡した医療機関、受診・相談センターの指示に従い、医療機関への受診を行

　う

３　感染拡大防止体制の確立

（１）**保健所との連携**

・職員の感染者が発生した場合、保健所の指示に従い、濃厚接触者となる他職員と利用者等の特定に協力する

・感染した職員の直近2週間の勤務状況、訪問状況等を準備する

・感染が疑われる職員が発生した段階で、感染が疑われる者、濃厚接触が疑われる者のリストを作成する

・消毒範囲、消毒内容、運営を継続するために必要な対策に関する指示助言を受けて実施する

・感染対策について指示を受けて実施する

（２）**濃厚接触者への対応**

**【利用者】**

・サービス事業所や保健所とも相談し、生活に必要なサービスを確保、訪問介護等の必要性の検討を行う

・濃厚接触のケア・実施方法については「介護現場における感染対策の手引き　第1版」、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その２）（一部改正）」を参照

・訪問する時は、職員の手洗い、換気を行う環境が整備され、利用者及びその家族がその環境整備について理解と協力を頂く

**【職員】**

・自宅待機を行い、保健所の指示に従う

・職場復帰については、発熱等の症状の有無等も踏まえ、保健所の指示に従う

（３）**関係者との情報共有**

・感染者や濃厚接触者となった職員の兼務先を把握している場合は、個人情報に留意しつつ必要に応じて情報共有を行う

※災害に係る業務継続計画については、地域の特性や施設・事業所に合った内容で策定して下さい。また、すでに災害・防災対策の計画がある場合は、その計画に沿った計画を策定して下さい。

令和３年度　●●●●●ケアプランセンター　災害に係る業務継続計画

１　平常時の対応

（１）**建物・設備の安全対策**

・会社内のパソコン、利用者の記録・書類、重要書類や重要備品は高い所で保管する

・会社に貴重品や私物はできる限り置かない

（２）**電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策**

・業務についてはペーパーワークに切り替える

（３）**必要品の備蓄等**

・防護具、消毒剤等の在庫量の確認

２　緊急時の対応

（１）**業務継続計画発動基準**

・風水害、地震で●●市●●区近隣が被害にあった時

（２）**対応体制等**

・避難情報の収集（テレビ、ラジオ、メール、アプリ等）を各自で行う

・アンダーパスの確認する

・浸水する恐れがある時は、安全な避難経路が確保できていれば速やかに避難する

・浸水する恐れがある時は、既に外が危険な場合、とにかく高い場所へ避難する

・スマホで職員間情報共有し安否確認する

３　他事業所及び地域との連携

・必要時、他事業所や地域住民に助けを求める。救護する